

○奈良県警察職員ピアサポート実施要領の制定について

(令和2年6月15日例規第18号)

奈良県警察職員及びその家族の生活相談については、奈良県警察職員生活相談実施要綱の制定について（平成26年1月例規第1号。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、従来の生活相談制度を発展させ、各種問題の早期解決に向けた能動的な支援を行うため、別記のとおり奈良県警察職員ピアサポート実施要領を制定し、令和2年7月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本例規通達の実施に伴い、旧例規通達は廃止する。

別記

奈良県警察職員ピアサポート実施要領

第1 目的

この要領は、奈良県警察職員（以下「職員」という。）が後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的として、職員及びその家族（以下「職員等」という。）が抱える経済問題、家庭問題、健康問題その他の公私にわたる各種問題について、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、各職場において指名された職員が、不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員等からの相談への対応を通じ、職員等の不安や悩みの早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援（以下「ピアサポート」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 ピアサポートの対象

ピアサポートの対象となる事項は、主として次に掲げるものとする。

- (1) 職場に関すること（各種事務処理その他業務の遂行行為そのものを除く。）。
人間関係、勤務環境等に関すること。
- (2) 私的な生活に関すること。

家族・親族、健康、子育て・介護、教育、異性、住宅、金銭等に関すること。

第3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) ピアサポーター ピアサポートに従事する者として指名された職員
- (2) ピアサポート・コーディネーター ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導、助言等を行う者として指名された職員

- (3) 部外相談員 職員以外の者であって、ピアサポーター若しくはピアサポート・コーディネーターからの取次ぎ若しくは紹介又は職員等からの直接の依頼により、職員等の相談への対応に従事するもの

第4 ピアサポートの実施体制

1 ピアサポートの主管課等

- (1) ピアサポートの主管課は、警務部厚生課（以下「厚生課」という。）とする。
- (2) 警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、奈良県警察職員ピアサポート制度（以下「制度」という。）の効果的な運用を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 全ての職員等に対して制度の周知を図るとともに、幹部職員にピアサポートの重要性を認識させること。

イ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの知識及び技能の向上を図るため、必要な措置を講ずること。

ウ ピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の連絡先等をピアサポーターに周知すること。

エ 制度の運用状況を適切に把握・検証し、随時、運用の改善に努めること。

オ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの士気と意識の高揚を図るため、ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。

- (3) 所属長は、ピアサポートが効果的に行われるよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ア ピアサポートの重要性を認識し、ピアサポーターにその重要性を十分理解させるほか、制度の趣旨及び利用方法、ピアサポーターの連絡先等を所属の職員等に周知すること。

イ ピアサポートの効果的な推進を図るため、ピアサポーターに指名されている者の勤務について配慮すること。

ウ 職員等が制度の利用を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いをしないこと。

エ ピアサポートを受けた職員等の秘密の保持について万全を期すること。

2 ピアサポーター

- (1) ピアサポーターの指名

ア 各所属の各執務室にピアサポーターを置き、所属長が指名する者をもって充てる。

イ アの規定による指名は、職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格識見、信望及び熱意を有する者のうちから行うものとする。

ウ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、各執務室にピアサポーターを置かないことができる。

(ア) 複数の執務室が近接しているなどピアサポーターが他の執務室で勤務している職員の様子を容易に確認することができるのと認めるとき。

(イ) 交番、駐在所等の勤務員が少人数のため、当該交番、駐在所等の勤務員をピアサポーターに指名することが適当でないと認めるとき。

(ウ) その他所属の体制、職員の勤務の状況等を踏まえ、各執務室にピアサポーターを置く必要がないと認めるとき。

エ 所属長は、年度ごとにピアサポーターを指名するものとし、ピアサポーターが配置換え等により勤務場所を異にしたときは、新たなピアサポーターを指名するものとする。

オ 所属長は、ピアサポーターを指名したときは、その旨を当該職員に通知するものとする。この場合において、所属長は、ピアサポーター指名報告書（別記様式第1）により、厚生課長に報告するものとする。

(2) ピアサポーターの責務

ア ピアサポートを真摯に行うこと。

イ 助言者に徹し、職員等が問題を自身で解決できるよう働き掛けること。

ウ 在任中か否かを問わず、知り得た職員等に関する情報を漏らさないこと。

エ 職員等の同意がある場合を除き、直接当該職員の上司に連絡しないこと。ただし、当該職員に不健全な生活態度がみられるなど、当該職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に申告するよう説得すること。

オ 各種専門資格の取得、研修会への参加等を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識及び技能の習得に努めること。

カ 職員等の不安や悩みの内容が専門的かつ高度に技術的な知識及び経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報の取扱いに配慮した上で、次の措置をとること。

(ア) ピアサポート・コーディネーターに指導、助言等を求める。

(イ) 職員等の同意を得た上で、部外相談員、関係課等に適切に取り次ぐ。

キ 職員等の不安や悩みの内容に、刑罰法令に違反するおそれがあるもの又は職員等の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあるものが含まれている場合に

は、迅速に必要な措置を講ずること。

(3) ピアサポート実施上の留意事項

ア ピアサポーターは、口頭、電話、文書、メールその他相談しやすい適宜の方法により、職員等からの申出を受け、又は職員等へのピアサポートを行うこと。

イ ピアサポーターは、ピアサポートを行うときは、あらかじめ職員等に対して制度について説明し、納得を得た上で行うこと。

ウ ピアサポートを行う場所は、職員等の要望に応じ、周囲の目を気にすることなく対応することができる場所を選定すること。

3 ピアサポート・コーディネーター

(1) ピアサポート・コーディネーターの指名

ア 厚生課にピアサポート・コーディネーターを置く。

イ アのほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認める所属にピアサポート・コーディネーターを置くことができる。

ウ ピアサポート・コーディネーターは、本部長が指名する者をもって充てる。

エ ウの規定による指名は、ピアサポーターに対する指導、助言等を適切に行うことのできる人格識見及び専門知識を有すると認められる者で、ピアサポート・コーディネーター推薦書（別記様式第2）により所属長から推薦されたもののうちから行うものとする。

オ ピアサポート・コーディネーターが配置換え等により所属を異にしたときは、その指名は解除されるものとする。

カ ピアサポート・コーディネーターは、ピアサポーターを兼務することができるものとする。

(2) ピアサポート・コーディネーターの責務

ア ピアサポーターからの指導、助言等の求めに真摯に対応すること。

イ ピアサポーターの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を実施すること。

ウ ピアサポーターに対する指導、助言等を適切に行うことができるよう、各種専門資格の取得、研修会への参加等を通じ、必要な知識及び技能の習得に努めること。

4 部外相談員

(1) 厚生課長は、職員等の不安や悩みのうち、医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度に技術的な知識及び経験を要する事項に関し、職員等が有料・無料を問わず安心して相談ができるよう、これらの知識及び経験を有し、人格識見の高

い部外の専門家に委嘱するなどして部外相談員を確保するものとする。

- (2) 医療に関する部外相談員の確保に当たっては、特に精神保健の専門家を確保するよう努めるものとする。
- (3) 職員等のニーズが特に高い分野に関する部外相談については、職員等が無料又は低料金で相談ができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (4) ピアサポーター又はピアサポート・コーディネーターは、有料の部外相談員を紹介する場合には、職員等にその旨を十分説明するものとする。

第5 記録

ピアサポーターは、ピアサポートを実施したときは、相談内容、処理状況等を記録するものとする。この場合において、職員等の同意を得た場合を除き、その氏名、不安や悩みの具体的内容その他職員等を特定する事項については記録しないものとする。

第6 報告

- (1) ピアサポーターは、当該年度に取り扱ったピアサポートの件数を所属長に報告するものとする。
- (2) 所属長は、(1)の規定による報告を受けたときは、当該所属で取り扱ったピアサポートの件数を取りまとめ、厚生課長に報告するものとする。

(別記様式省略)